

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施する。

平成22年 5月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 講習の種別

危険物取扱者免状の交付を受けている者で、製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事しているものを対象とした講習

#### 2 講習の日時及び場所

- (1) 平成22年 7月27日（火） 午後 1時30分から午後 4時30分まで  
鳥取市吉成640-1 鳥取県東部広域行政管理組合消防局講堂
- (2) 平成22年 8月20日（金） 午後 1時30分から午後 4時30分まで  
米子市錦町一丁目139-3 米子市福祉保健総合センターふれあいの里大会議室
- (3) 平成22年 8月23日（月） 午後 1時30分から午後 4時30分まで  
米子市錦町一丁目139-3 米子市福祉保健総合センターふれあいの里大会議室
- (4) 平成22年 9月22日（水） 午後 1時30分から午後 4時30分まで  
鳥取市吉成640-1 鳥取県東部広域行政管理組合消防局講堂
- (5) 平成22年 9月29日（水） 午後 1時30分から午後 4時30分まで  
倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所講堂

#### 3 受講手続

県内の各消防署、各市役所、各町村役場及び鳥取県防災局消防チームに備え付けてある所定の用紙により作成した受講申請書を、2（1）から2（3）までの講習については平成22年6月28日（月）から同年7月13日（火）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）に、2（4）及び2（5）の講習については同年8月9日（月）から同月31日（火）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）に、鳥取県危険物保安協会連合会（〒680-0864 鳥取市吉成640-1、電話0857-21-1401）に提出すること。（郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により送付する場合は、2（1）から2（3）までの講習については同年7月13日（火）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り、2（4）及び2（5）の講習については同年8月31日（火）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。）

#### 4 受講手数料及びその納付方法

受講手数料は、4,700円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申請書の手数料欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

#### 5 その他

受講当日は、危険物取扱者免状を持参すること。